

○那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例

昭和60年1月11日

条例第1号

改正 平成4年4月1日条例第19号

令和元年7月4日条例第12号

別表第3

	種 類	1台当たりの大きさ	附置すべき台数に対する割合
駐車部分	自 動 車	①小型乗用車用	幅2.3m以上、奥行5.0m以上 70%以下
		②普通乗用車用	幅2.5m以上、奥行6.0m以上 30%以上
		③身体障害者の乗用車用 (特定用途のみ)	幅3.5m以上、奥行6.0m以上 各建築物に1台以上とし、台数は②の 台数に含まれるものとする。
	自動二輪車	幅1.0m以上、奥行2.3m以上	
車路	幅5.5m(一方通行のものについては、3.5m)以上とする。ただし、専ら自動二輪車の通行の用に供するものである場合は、幅3.0m(一方通行のものについては、2.25m)以上とする。		